

平成28年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年6月2日（木） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真、
門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第11号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第12号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第5号 登録の移替えをした者について
 - (4) 報告第6号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第7号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第13号 選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて
(参院選)
 - (7) 議案第14号 在外選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて
(参院選)
 - (8) 議案第15号 選挙人名簿の移替えの延期について (参院選)
 - (9) 議案第16号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
(参院選)
 - (10) 議案第17号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について
(参院選)
 - (11) 議案第18号 期日前投票立会人の選任について (参院選)
 - (12) 議案第19号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
(参院選)

午前9時00分開会

木村書記長 おはようございます。只今から平成28年第3回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。始めに、近藤委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 皆さん、おはようございます。
いよいよ政局が動いてまいりまして、新聞等でも盛んに報じら

れるような状況となっております。今日は、定時登録と参議院選挙関連の議案審議となりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

それでは、会議の方進めさせていただきます。

近藤委員長 本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員にお願いしたいと思います。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第11号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局の説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第11号「選挙人名簿に登録することについて」。
公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成28年6月2日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本件につきましては、6月1日を基準日としまして、3月定時登録後の新成人と転入3カ月経過者の登録を行うものでございます。

まず、「1」の成人登録でございます。対象者は、基準日6月1日までに満20歳に達する者。生年月日では、平成8年3月3日から平成8年6月2日生まれの者で、男9人、女15人、計24人となっております。

次に、「2」の転入登録でございます。

対象者は、3月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者。転入日では、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの者で、男10人、女18人、計28人。

よって、今回の成人と転入を合わせた登録者総数は、男19人、女33人、合計52人でございます。

別紙の名簿の方をご覧ください。

名簿の1頁目が成人登録の24名でございます。「生年月日」の欄で、平成8年3月3日から平成8年6月2日までの者が本日の登録でございます。

次に、転入登録の28名でございますが、2頁に記載してございます。今回の転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの者でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 それでは、名簿を確認していただきまして、何かご質問等あり

ましたらご発言願います。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、ご質問等ございませんか。
(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第 11 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 11 号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第 12 号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第 12 号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を平成 28 年 6 月 2 日付けで選挙人名簿から抹消する。
説明致します。

登録の抹消につきましては、3 月定時登録後の死亡者と転出 4 カ月経過の抹消でございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、3 月 2 日から 6 月 1 日までの死亡届が対象で、男 31 人、女 46 人、計 77 人となっております。

次に、「2」の転出抹消者でございます。2 月 1 日以前に三種町から転出した者が 4 カ月経過でございますが、対象者の範囲と致しましては、転出日が昨年 11 月 2 日から今年 2 月 1 日までの者となります。人数は、男 21 人、女 36 人、計 57 人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男 52 人、女 82 人、合計 134 人でございます。

抹消につきましても、別紙の名簿をご覧ください。

まず、3 頁から 5 頁が死亡抹消者の 75 名でございます。死亡抹消につきましては、死亡の届出が、3 月 2 日から 6 月 1 日までの者でございます。

次に、転出抹消者 57 名につきましては、6 頁と 7 頁に記載しております。今回は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成 27 年 11 月 2 日から平成 28 年 2 月 1 日までの者が 4 カ月

経過の抹消でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 それでは、名簿を確認いただいて、ご質問等ありましたらご発言願います。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、ご質問等ございませんか。

(「はい、ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第 12 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 13 号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、報告第 5 号から第 7 号までは関連がありますので、一括でご審議願います。事務局の方から説明をお願いします。

清水書記 始めに、報告第 5 号「登録の移替えをした者について」。

平成 28 年 6 月 2 日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

本件につきましては、3 月 2 日から 6 月 1 日までの町内転居により、投票区の変更が生じた者の登録の移替えでございまして、人数は、男 15 人、女 31 人、合計 46 人でございます。

対象者につきましては、別紙の名簿の 8 頁から 11 頁に記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

引き続きまして、報告第 6 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」。

報告第 6 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」。

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 310 である。

この 50 分の 1 の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございます。

算定の基礎になります、今回 6 月定時登録の選挙人名簿登録者数につきましては、4 頁の増減表でご説明致します。

まず、前回 3 月定時登録の名簿登録者数が、合計 15,572 人。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡と転出合わせて 13

4人。登録が新有権者、転入合わせて52人。これらを増減した今回の名簿登録者総数が右側の15,490人。前回と比較し82人の減でございます。

50分の1の数につきましては、15,490人の50分の1でございます。

続きまして、報告第7号でございます。「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,164である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数で、選挙人名簿登録者数15,490人の3分の1に当たる5,164となっております。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

川田委員 これは、異議ありません。

近藤委員長 異議無いとのことですが、他にございますか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、報告第5号から第7号までを原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、報告第5号から第7号までを原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 続きまして、議案第13号、第14号、第15号については関連がございますので、一括でご審議願います。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第13号「選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて(参院選)」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙に伴い、平成28年6月22日に縦覧に供する平成28年6月21日に選

挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を次のとおり定める。

縦覧の場所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

参議院選挙の執行に伴いまして、公示日前日の6月21日を基準日としまして選挙人名簿の選挙時登録を行います。そして、登録した者の氏名、住所等を記載した書面を公示日の1日間縦覧しなければなりませんので、その場所を定めるものでございます。

次に、議案第14号「在外選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙に伴い、平成28年6月22日に縦覧に供する平成28年6月21日に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を次のとおり定める。

縦覧の場所 三種町選挙管理委員会事務室

在外選挙人名簿につきまして、新たに登録する者がいる場合は、公示日1日間縦覧することになりますので、その場所を選管事務室に定めるものでございます。

在外選挙の方につきましては、選挙人の氏名、経由領事館の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧となります。

次に、議案第15号「選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間

平成28年6月10日から平成28年7月10日まで

説明致します。

町内転居による投票区の移替えにつきまして、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、この移替えを延期できることになっております。

参議院選挙に伴いまして、6月9日（木）に選挙人名簿等のデータ作成を行います。その翌日から選挙が終わるまでの間は、町内転居による投票区の移替えは行わない取扱いとしております。

説明は以上でございますが、昨日得た情報によりますと、今日

の閣議で6月22日公示、7月10日投開票というスケジュールが正式に決まるとのことですが、現時点では決まっておりませんので、議案は全て「執行予定」ということで作っておりますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

川田委員 町内転居とは違いますが、町外に転出した人が転出前の三種町に投票する場合は、不在者投票を利用するので、ここまで来なくても良い、転出先で出来るということですね。

清水書記 はい、そうです。実際は、こちらに不在者投票の投票用封筒や投票用紙の請求をしていただいて、こちらから郵送で送付して、それを滞在地の選挙管理委員会に持参していただいて、そこで投票していただくことになります。

川田委員 わかりました。

近藤委員長 他に何かございませんか。
(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いようですが、議案第13号、第14号、第15号の3件につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しということですので、只今の3件を原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第16号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」の説明を事務局よりお願いします。

清水書記 はい。議案第16号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて(参院選)」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

説明致します。

参議院選挙に伴うポスター掲示場の設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区49箇所、山本地区63箇所、八竜地区46箇所の計158箇所で、昨年の県議選と変更ございません。

設置場所につきましては、次の11頁以降に別紙として一覧にしておりますが、これにつきましても変更はございません。

このポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令の規定により、各投票区の名簿登録者数と面積に応じて設置すべき数が決まりますが、昨年と変わらず158箇所ということでございます。

なお、掲示場の設置は6月13日から始まりまして、公示日前に完了する見込みとなっております。

近藤委員長 それでは、只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

川田委員 設置箇所の所有者には全部了解をとっているのでしょうか。

清水書記 はい。設置場所の状況が変わっていたり、塀や建物が造られて設置できないといったことが、これまでもありましたので、必ず事前に通知をお送りして了解を得ております。

川田委員 分かりました。

近藤委員長 皆さん、他に何かございませんか。
(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。それでは、本案につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことです。議案第16号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第17号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」ということで、説明をお願いします。

清水書記 議案第17号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

次の17頁をご覧ください。

選挙当日の投票所と同じように、期日前投票につきましても期間中、投票管理者と職務代理者を選任する必要があります。期日前投票につきましては、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各期日前投票所について、ご覧のとおり選任したいとしております。

なお、議案の別紙に誤りがありましたので、訂正をお願い致します。琴丘地域拠点センターと山本総合支所の期日前投票所につ

きまして、「職務を行うべき日」が「6月23日」からとなっておりますが、先回ご審議いただいたとおり、琴丘と山本については開始を遅らせまして「7月2日」からの開設となりますので、すみませんが訂正をお願い致します。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。
（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご質問等無いようですが、本案を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第17号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第18号「期日前投票立会人の選任について」の説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第18号「期日前投票立会人の選任について（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

期日前投票におきましても、期間中、毎日2人ずつ投票立会人を置く必要がありますことから、琴丘地域拠点センターと山本総合支所の期日前投票所につきましては19頁に記載のとおり4名ずつ、八竜農村環境改善センターについては、20頁にございますが、7名を選任したいとしております。

なお、期日前の立会人につきましては、公募の登録制にしておりますので、登録者の意向などを調整しながら配置しております。別紙資料の方に、各立会人の従事日を分かりやすく表にしておりますので、そちらの方もご確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

田村委員 立会人の振り分けは、選管の方から「あなたは何日と何日」というふうに連絡しているんですか。

清水書記 まず、それぞれの方に従事できない日をお聞きして、その上でできるだけ公平に従事できるように調整しております。

田村委員 わかりました。

近藤委員長 他に聞きたいこと等ございませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議等ございませんか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第18号は原案どおり決定と致します。
次に、議案第19号を議題としますが、本案のうち「開票管理者の選任」については、私に関係することになります。この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参加することはできませんので、「開票管理者の選任」に限り、議長を田村委員にお願いしたいと思いますが、田村委員よろしいでしょうか。

田村委員 はい、分かりました。

近藤委員長 皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いとのことですので、田村委員に議長をお願いします。
よろしくをお願いします。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

議案第19号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、近藤委員長は退席ということをお願いします。

(近藤委員長、退席)

事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第19号のうち「開票管理者の選任」について。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。

開票管理者につきましては、公職選挙法第61条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任する者をもって充てるとなっておりますので、議案のとおり「近藤委員長」にお願いしたいということで提案致します。

説明を終わります。

田村委員 議案第19号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。
(「異議ありません。」の声あり。)

田村委員 ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定と致します。

「開票管理者の選任」について審議が終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(近藤委員長、着席)

近藤委員長 田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第19号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席ということをお願いします。

(田村委員、退席)

事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第19号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について。
平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

職務代理者につきましては、議案のとおり「田村委員」にお願いしたいということで提案しております。

説明を終わります。

近藤委員長 議案第19号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

清水書記 はい。それでは23頁の方で、今後の日程について確認させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

近藤委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時49分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____